

最近のLPガス保安行政について

2023年11月
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

- 1. 立入検査、事故**
- 2. 認定液化石油ガス販売事業者制度**
- 3. 制度改正**
- 4. 高度化計画**

1. 立入検査、事故

LPガス事故 年別及び月別事故(累計)件数(件)

(件数)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1月	15	22	22	29	24
2月	27	16	19	15	44
3月	27	12	20	22	31
4月	5	13	8	10	24
5月	23	17	10	17	13
6月	13	16	17	22	13
7月	17	16	13	23	18
8月	9	21	24	18	13
9月	20	13	13	18	23
10月	18	20	18	22	14
11月	21	21	17	14	27
12月	17	16	17	10	17
合計	212	203	198	220	261
対前年比 (%)	+ 8.7	▲ 4.2	▲ 2.5	+ 11.1	+18.6

[注] 1. 下線部分は各月累計件数。

2022年の事件事例

- 他工事事故（バルク、埋設管損傷など）
- 未撤去の供給設備等からの漏えい、施工不完全
- 容器からの漏えい（容器頂部、容器上部溶接線、容器下部溶接線など）
- 業務用機器（コンロ、オーブン、回転釜、ゆで麺器など）
- 劣化（供給管・配管）、接続ミス
- 雪に関する事故

容器・貯槽	供給管・配管（主に屋外）	配管（主に屋内）・消費機器	
<p><u><容器（シリンダー）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 容器本体からの漏えい（容器頂部、上部溶接線、下部溶接線等、4件） ● 安全弁からの吹き出し ● 容器検査ショット玉付着によるバルブ隙間からの漏えい <p><u><バルク貯槽等></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 液取りだし弁からの漏えい（白い泡状の液体）、気化器故障後の液移動を起因とする調整器からの漏えい、バルブのリング劣化による漏えい ● 安全弁からの吹き出し ● 6年前まで使われ放置されていたバルク貯槽のバルブからの漏えい 	<p><u><施工不完全></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● メーター交換直後からの漏えい（ユニオン部からの漏えいなど） ● 調整器と高圧ホースの接続不完全 <p><u><容器交換></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予備側容器高圧ホース未接続での供給 ● 高圧ホースリング亀裂 ● ホースと調整器のネジのゆるみ <p><u><他工事による損傷></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解体工事による重機の埋設管損傷（集合住宅への供給、集中供給方式による各戸建てへの供給等） ● 下水道工事による道路埋設管損傷（うち、1件火災（長崎県）） ● その他工事（土木工事など）による埋設管損傷 ● リフォーム業者による配管立ち上がり部の切断 	<p><u><住宅></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>コンロ</u>：共同住宅漏えい爆発火災（長野県、重1名）、共同住宅漏えい爆発（長崎県、軽2名）、IHコンロへの交換工事における漏えい火災爆発（メーター設置の質量販売）（京都府、軽2名）、点火漏えい爆発火災（北海道、軽1名）、一般住宅漏えい爆発火災（調整器不具合の可能性）（北海道、軽1名）、事業者コンロ修理後の漏えい爆発（愛知県、軽1名）、供給開始時点検翌日のコンロ接続部からの漏えい（傷者無） ● その他：ネズミのホース損傷による漏えい爆発（千葉県、軽1名）、ガス配管修繕時の風呂釜漏えい爆発（傷者無）、ガス栓交換作業時フレキ管切断漏えい火災（傷者無） <p><u><業務用施設など></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>コンロ</u>：喫茶店漏えい爆発火災（大阪府、軽1名）、焼肉店ロースター点火漏えい火災（茨城県、軽1名）、鯛焼き屋鋳物コンロ漏えい爆発（栃木県、軽1名）、お好み焼き屋における消費者の器具交換に係る漏えい爆発（奈良県、軽1名） ● <u>オープン</u>：レストランオープンガス栓誤開放漏えい爆発（茨城県、軽1名）、ピザ釜点火漏えい爆発（神奈川県、軽1名） ● <u>回転釜</u>：給食室回転釜フレキホース損傷による漏えい（静岡県、軽3名）、病院厨房点火漏えい火災（静岡県、軽1名）、病院厨房腐食配管からの漏えい爆発（山口県、軽1名）、その他傷害なしの事故3件 ● <u>ゆで麺器</u>：販売事業者腐食配管改修漏えい火災（愛媛県、重1名）、点火漏えい爆発（兵庫県、軽1名）、ゆで麺器（湯煎器）分岐配管漏えい火災（滋賀県、軽1名）、その他傷害なしの事故3件 ● その他：珈琲店フライヤーホース接続不良による漏えい火災（三重県、軽1名）、キッチンカー容器交換時接続不良（福岡県、軽1名）、屋台におけるサイズの異なるホースの接続による漏えい火災（神奈川県、軽1名） 	<p>住宅</p> <p>業務用</p>
<p><u><雪害等></u> 落雪による供給設備損傷等（うち、1件火災（秋田県））</p>			<p>6</p>

2022年度立入検査の実施状況

1. 本省

経済産業省本省の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年2月までの間に、

- ① これまで立入検査が未実施の事業者
 - ② 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
- を対象として、12事業所に対して立入検査を実施した。

2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年1月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において計70～80事業所程度に対して立入検査を実施した。

【立入検査重点事項】

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- ⑥ 貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦ 供給設備に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑧ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨ 業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪ 質量販売における基準の適合状況
- ⑫ 販売の方法の基準の適合状況（2023年度～追加）

2022年度 立入検査の結果

経済産業省本省及び産業保安監督部において、2022年度の立入検査重点事項に基づき検査を行った。主な指摘事項は次のとおりである。

②保安業務の実施状況についての指摘例

点検・調査の未実施、容器交換時等供給設備点検に関する契約書の不備

⑩ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況についての指摘例

容器引取り伝票の容器管理台帳へのデータ反映漏れ、保安業務実施状況報告の誤記（資格者数）

上記の他、「販売の方法の基準」（貯蔵施設における充てん容器等の転落転倒防止措置の未実施、バルク貯槽安全弁の定期交換の未実施等）に関する指摘があった。その他、業務主任者等選任（解任）届書等の提出漏れ、保安業務用機器の不備（ガス検知器及び一酸化炭素測定器の校正未実施等）等の指摘があった。

2023年度 立入検査の重点

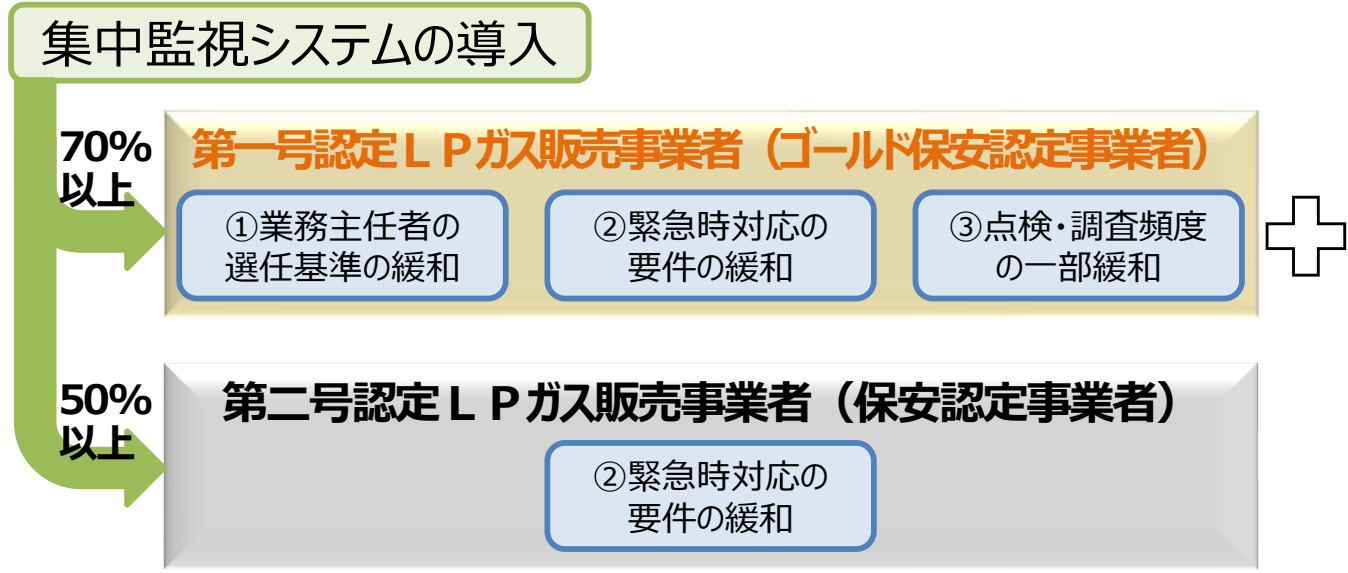
2022年度の立入検査において「販売の方法の基準」に係る問題があったことから、2023年度の立入検査重点事項に追加して立入検査を実施する。

業務用回転釜における漏えい火災事故、業務用麵ゆで器における漏えい爆発事故、充てん容器（容器頂部、上部溶接線、下部溶接線からの漏えい等）やバルク貯槽本体（液取出弁、バルブ等）からの漏えい事故が発生していることに鑑み、点検・調査（保安業務の実施状況）や、充てん容器等の管理状況（販売の方法の基準）についても詳細に確認することとする。

2. 認定液化石油ガス販売事業者 制度について

認定液化石油ガス販売事業者制度について

- 販売事業者は、集中監視システムの導入率に応じて、第一号（導入率70%以上）、第二号（導入率50%以上）の認定を受けることができる。
- 認定を受けた販売事業者は、緊急時対応や点検頻度の緩和など、インセンティブ規制を措置。
- 第一号認定事業者（ゴールド保安認定事業者）は、追加要件を満たせば更なる特例を付与。
- 認定事業者数は420者（2022年12月末時点）。



第一号認定の追加要件

★集中監視システムを導入する消費者について、以下のいずれかに該当すること

- CO警報器が設置され、CO警報器連動遮断である。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てに不完全燃焼防止装置が付けられている。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てが屋外に設置している。

- ① 業務主任者の選任基準の緩和
基準となる消費者数から2/3を減じる。
- ② 緊急時対応の要件の緩和
原則30分到着要件を、40km内であれば満たすとする。
- ③ 定期供給設備点検・定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
一部の機器について、4年の頻度を10年に緩和する。

- 緊急時対応の更なる緩和
60km以内を同要件に適合しているとみなす。
- 点検・調査頻度の更なる緩和
4年に1回以上の頻度を5年に1回以上とする。

認定液化石油ガス販売事業者制度のエンブレムについて

- 認定販売事業者制度をより普及させる観点から、認定LPガス販売事業者並びにその従業員が使用できるエンブレムを作成し、2019年4月より経済産業省HPにおいて配布。
- 関係府省庁、地方公共団体等が認定LPガス販売事業者の自主保安活動に係る取組の推進及び一般消費者等への制度普及活動を行う場合もエンブレムを使用できるように経済産業省HPに掲載中。



第一号認定
液化石油ガス販売事業者



第二号認定
液化石油ガス販売事業者

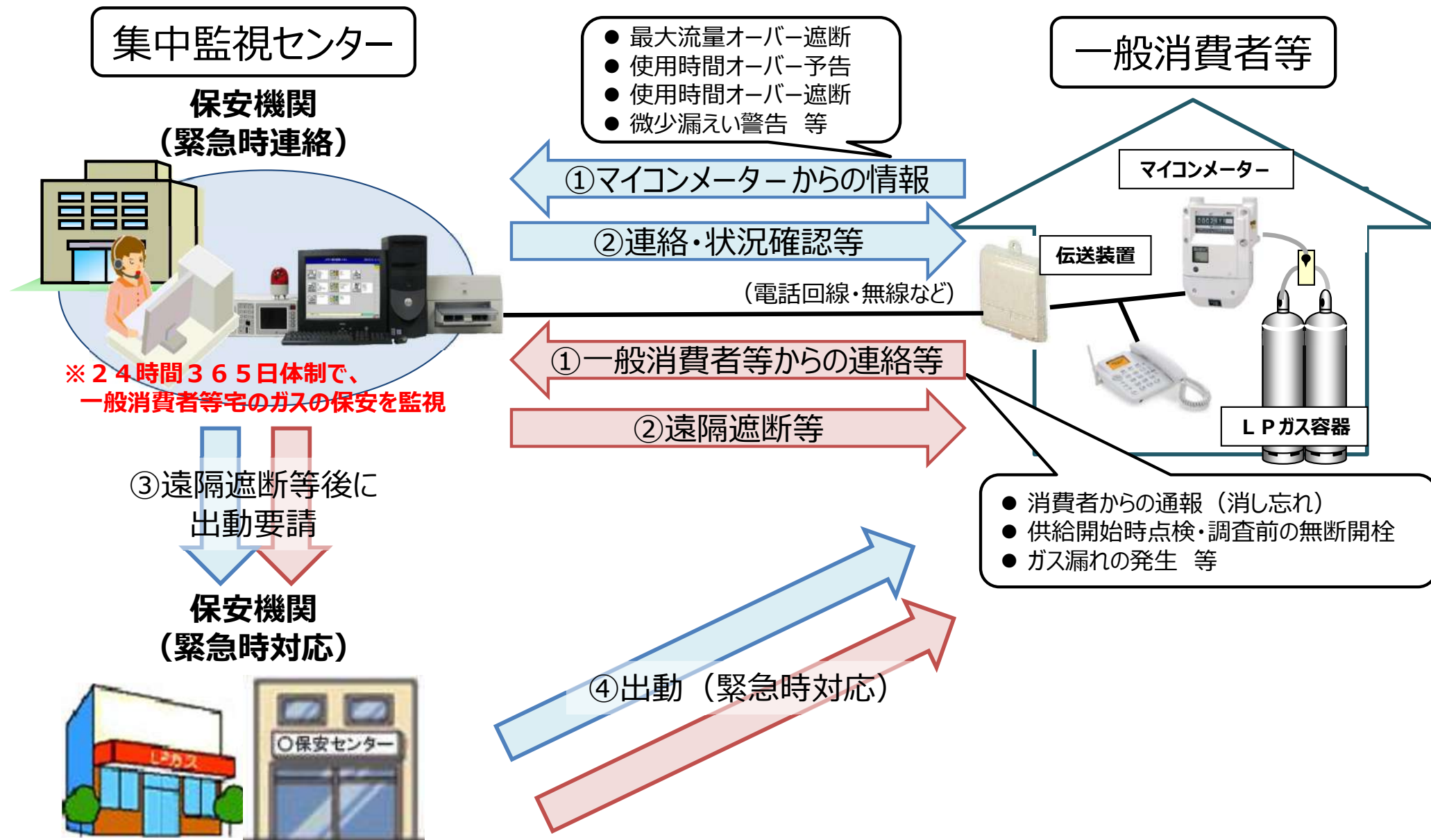
＜エンブレムの由来・特徴＞

- ・中央に「LP」と記載することで、LPガスに関するエンブレムという印象を付与。
 - ・「LP」の色は安全なガスの色を使用。
 - ・周囲に通信が飛び交うイメージとして円を記載。
 - ・円の色は第一号認定の通称である“ゴールド認定”をもとに設定。
- ※平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費（安全普及促進事業（ガス保安広報及び広報効果検証等））にて作成。

図 認定液化石油ガス販売事業者のエンブレム

認定販売事業者制度の概要

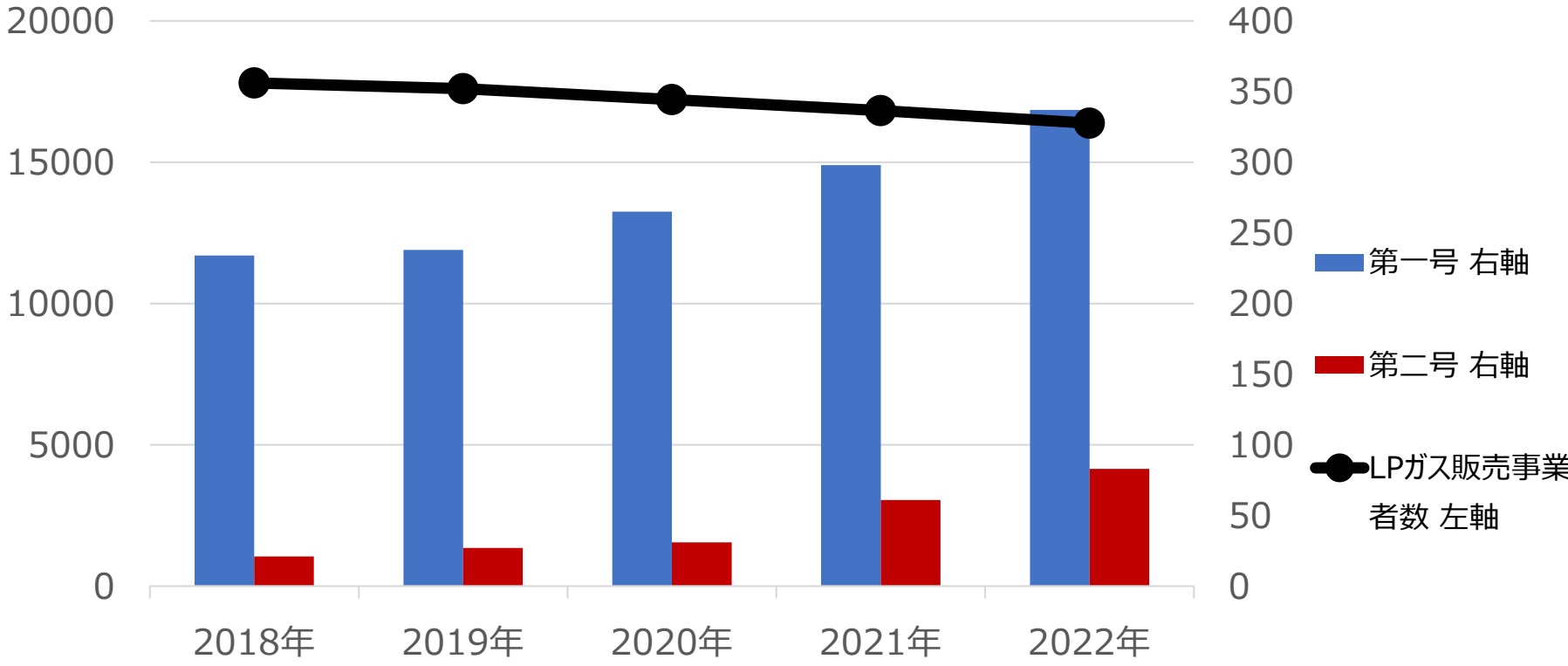
- IoTを活用し、一般消費者等宅と集中監視センターを結び、24時間体制で保安状況を監視。
- 異常時においては、速やかに遠隔遮断を行う。



近年のLPガス販売事業者数と認定販売事業者数の推移

- LPガス販売事業者数は、**近年減少傾向**（2018年比：92%）。
- 一方、認定販売事業者の数は、**第一号、第二号共に増加**（2018年比：1.4倍、4倍）。

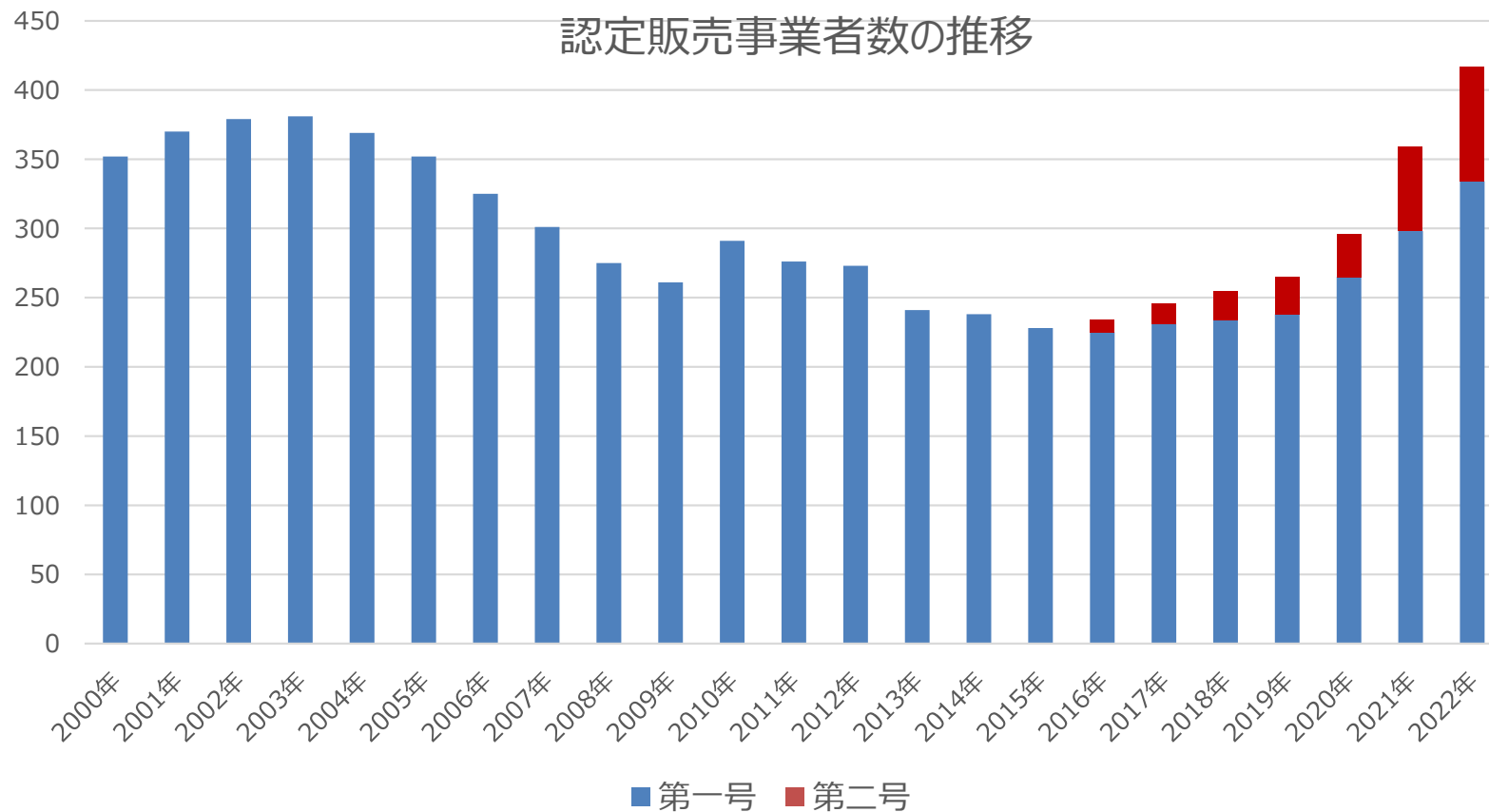
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
LPガス販売事業者数	17,805	17,603	17,217	16,825	16,381
第一号認定販売事業者 (ゴールド保安認定事業者)	234 (1.3%)	238 (1.4%)	265 (1.5%)	298 (1.8%)	337 (2.1%)
第二号認定販売事業者 (保安認定事業者)	21 (0.1%)	27 (0.2%)	31 (0.2%)	61 (0.4%)	83 (0.5%)



(注) 2018年は当該年度末の集計。2019年以降は当該年末の集計

(参考) 認定販売事業者数の推移

- 1997年に認定販売事業者制度を開始、2016年には、第一号と第二号の二段階に制度変更。
- 認定販売事業者数は、2003年頃から減少傾向であったが、最近では第一号、第二号、共に増加。



(注) ■ 第一号 ■ 第二号

・第一号：ゴールド保安認定事業者（第一号認定LPガス販売事業者）、2016年4月より運用開始。上記推移のグラフは、2015年以前の認定販売事業者について、第一号認定販売事業者を受けたものとみなして作成。

・第二号：保安認定事業者（第二号認定LPガス販売事業者）

・認定販売事業者制度は平成9年(1997年)4月から開始しているが、制度開始当初は事業者数を集計しておらず、2001年3月から集計を開始している。

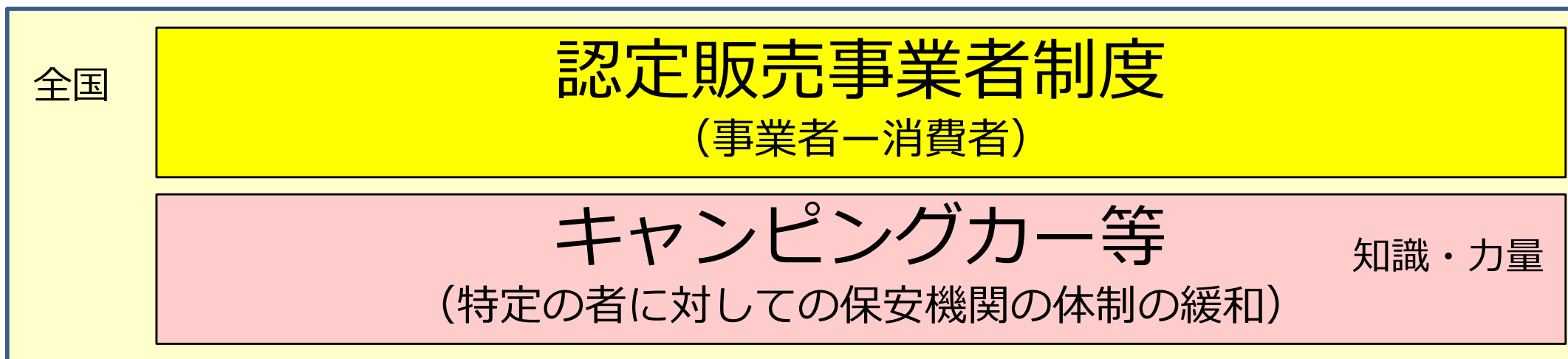
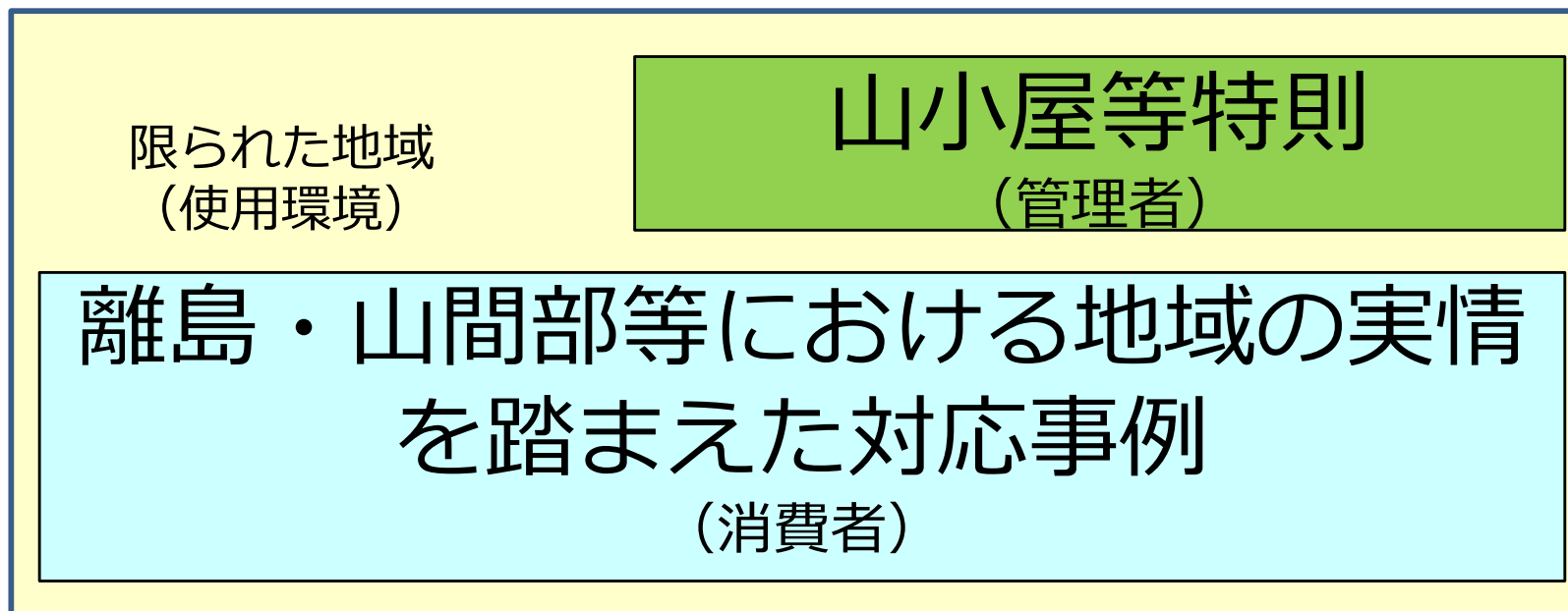
・第二号認定制度は2016年4月より運用開始。

・2001年～2018年は当該年度末の集計。2019年以降は当該年末の集計

3. 制度改革

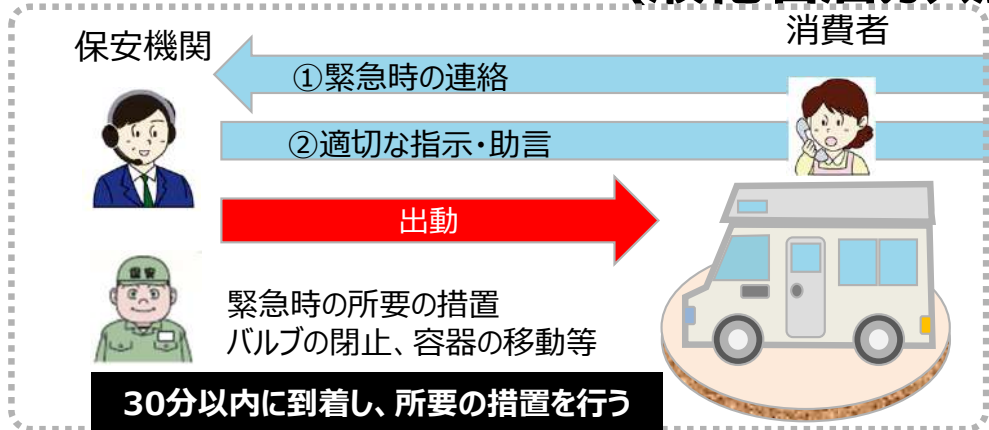
I 最近措置された規制見直し

様々な環境で使用されるLPガス (多様性と地域性) 30分ルール関係



キャンピングカー等の30分ルール見直し (液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)

令和4年7月
ガス安全室



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。(注1)
質量販売(注2)により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

(注1) 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。
(注2) 質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに係る政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに係る政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名 [印]

写真 [写真貼付欄]
○年○月○日まで有効

- 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付(注3)
- 帳簿への記載・保存(注4)
- 周知(注5)、消費設備調査、緊急時連絡等

(注3) 緊急時連絡先等の情報も含まれる。
(注4) 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。
(注5) 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。



質量販売緊急時対応講習実施者一覧

質量販売緊急時対応講習実施者	参照URL	確認日
イーエルジー株式会社 (法人番号：1122001023529) 大阪府東大阪市長田東 3-3-28	https://www.elg-inc.jp/	令和5年度講習実施計画（令和5年 2月17日確認） 令和4年度講習実施計画（令和4年12月27日確認）
公益社団法人 千葉県LPガス協会 (法人番号：2040005001178) 千葉県千葉市中央区中央港 1-13-1	https://www.chibalpg.or.jp/	令和5年度講習実施計画（令和5年 4月17日確認）

2023年11月中旬現在

両者ともオンライン講習も実施中！

※実施者が増減した場合、こちらのリスト↓を加除いたします。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/kosyuichiran.pdf

Ⅱ 離島・山間部等における緊急時対応の方向性について

離島・山間部等における緊急時対応の現状について

(1) 背景等

- 現行法令では、液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）には、保安業務が義務づけられている。当該保安業務の一つに「液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、**速やかにその措置を講ずる業務**」が定められている。
- 当該保安業務を行うためには、認定を受ける必要があり、その認定の基準（技術的能力）の一つとして、**原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保**することが求められている（以下「30分ルール」という。）。なお「措置」とは、液化石油ガス法の逐条解説において、「これに対する措置」とは、災害の発生防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの」と記載されている。

(離島・山間部等における緊急時対応の現状について)

- 離島・山間部等において、販売事業者・保安機関が廃業等すると、30分ルールを遵守しつつLPガスを消費者宅等に供給できる他の販売事業者・保安機関が存在しなくなることが危惧されている。
- このような現状を踏まえ、今後の緊急時対応の方向性について検討を行った。

離島・山間部等における緊急時対応の現状について

(2) 保安機関の認定と30分ルールの関係

- 保安機関の認定については、液化石油ガス法第二十九条において、「保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、**二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては**経済産業大臣**の、**一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する**都道府県知事**の認定を受けることができる。」と定められている。
- 認定を受ける際に、各行政庁により、「原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」しているかどうか、確認されることとなる。

(参考) 30分ルールに係る解説

- ・出典：ポイント解説・新液石法～改正「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の解説～
- ・1997年5月8日 初版発行
- ・監修：通商産業省環境立地局液化石油ガス保安対策室

Q38 (緊急時対応原則30分以内の基準)

問：緊急時対応の「原則として30分以内に到着し」の距離の目安と、30分以上を要する一般消費者等にはどのように対応すればいいのですか。

回答 (法律第29条、施行規則第29条)

緊急時の対応の体制としては、

(条件①) 保安業務を行う事業所ごとに必要とされる保安業務資格者が配置されていること

(条件②) 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること

とされています。

この際の原則30分以内については、一般消費者に対する緊急時の対応は原則として30分以内になされることを求めたものですが、現実には昼間と夜間では交通事情も異なるため、正確な距離で示すことは容易ではありません。

そのため、原則30分以内の基準については、それを測る客観的補助的目安としておおむね20km以内との見方がなされています (当然、都心等恒常的に道路が混むような地域にあってはそれ以下のこともあります)。

30分を超える一般消費者等への対応は、以下の措置が考えられます。

(1) 当該一般消費者等の近くに保安機関があれば委託する。

(2) 委託可能な保安機関がない場合は、ケースバイケースの判断によりますが、1つの方法として集中監視システムにより常時監視できる体制とするなどが考えられます。

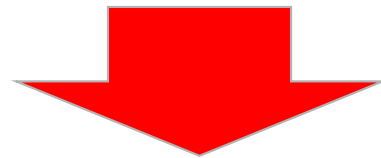
すなわち、山間部など30分以上の距離であっても他に依頼すべき緊急時対応を行う保安機関がない場合、集中監視システムの導入により代替措置として認められる場合もあります。いずれにしてもこの点について、行政庁では当面、ケースバイケースで判断するとされており、詳しいことは関係行政機関とご相談ください。

行政庁の緊急時対応に係る運用について

- 行政庁は、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、出勤して30分以内に消費者宅等に到着できない場合でも、「措置」（逐条解説：災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの）が速やかに行われることが確保される特例を設けている。なお、いずれの場合においても、販売事業者が消費者宅等に出向かなくて良いことを認めているものではない。

① LPガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、集中監視システム※1を導入することで緊急時対応の条件を満たすと判断した事例がある。（監督部）

※1 離島における緊急時対応について、供給先の一般消費者等全戸数に対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件としている。



② 県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない離島の一般消費者等に対し緊急時対応の特例を設けた。マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器を設け、定期供給設備点検・消費設備調査をおおむね2年に1回以上行うことにより告示に定める緊急時対応の条件を満たすとみなすこととした。※2（県）

※2 制定経緯：離島にあって、県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない一般消費者等が存在する場合に適用。当時、事業者の集中監視システムの設置を検討したが、普及率等からみても困難であったことから保安を向上し、かつ、実現的な方法にて対応した。過去の事故がマイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器により低減した背景や点検頻度をあげることにより設備の老朽化による事故に対応できると検討した。

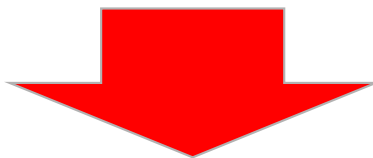
●その他、緊急自動車（緊急車両）の導入により、40km以内の一般消費者への緊急時対応を認めた特例もある。

③ 緊急自動車※3による特例を認めている。山間部が多く、迂回が必要な地点もあることから、緊急自動車を有している場合は、走行距離が40km以内の一般消費者への緊急時対応を認める特例とした。（県）

※3 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対しては、事業所を起点にして最高走行距離40kmまで緊急時対応区域の拡大を認めている。

今後の方向性について（案）

- 離島・山間部等の消費者に対してL P ガスを供給する販売事業者（保安機関）の緊急時対応について審査する行政庁は、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、**特例を設けることで対応**していることが確認された。なお、これらの特例の考え方を精査したところ、妥当なものと考えられる。
- 他方で、それぞれの地域の事情と工夫があり、**全国一律の特例を定めるのは避けるべき**という意見もある。
- 今後、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政庁の特例の周知・展開の方法やその後のフォローアップのあり方等について、関係団体等と調整していきたい。



今後の方向性について（案）

- 周知・展開の方法の一案として、保安機関の認定等に関する通達（下記）において、「現地の道路事情等を勘案するものとする。」としているところ、**全国一律ではなく地域の事情を踏まえて認められた特例の実例を当該箇所に追記**することが考えられる。

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(参考) 規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）

(参考) 液化石油ガス法上の緊急時対応の位置づけ

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

（事業の登録）

第三条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第二十七条第一項に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

五 [略]

3・4 [略]

（保安業務を行う義務）

第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知つたときに、速やかにその措置を講ずる業務

2 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第二十九条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

3 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならない。

（認定の基準）

第三十一条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二～四 [略]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

（保安業務に係る技術的能力）

第三十一条 法第三十一条第一号の経済産業省令で定める保安業務に係る技術的能力の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業所ごとに告示で定める基準に従って第三十七条第一号のすべての消費設備の調査を行うことができる者を確保していること。
- 二 [略]

○保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十二号）

（資格者の数）

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 [略]

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ [略]

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が規則第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であつて、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備については、この限りでない。

四 [略]

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）（通達）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

（参考）規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあつては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）

4. 高度化計画2030の取組状況

「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に策定した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、L Pガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化 ・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

4. 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・L Pガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

安全高度化指標の達成状況

速報のため、内容に変更等があり得ます。
(暫定版)

- 2022年（暦年）の事故について、安全高度化指標の対する達成状況は、以下の通り。

安全高度化指標の達成状況（死亡事故及び傷害事故）

		安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2022年（暦年） 事故発生状況 [件]	指標に対する 達成状況	(参考) 直近5年（2017- 2021）の 事故発生状況 [件/年]	
全体	死亡事故	0~1件未満	0	達成	0.4	
	傷害事故	25件未満	22	達成	25.6	
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成	0.4
		傷害事故	22件未満	19	達成	22.2
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成	0
		傷害事故	3件未満	3	未達成	3.4
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	15件未満	13	達成	16.6
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	5件未満	3	達成	3.4
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.4
		傷害事故	5件未満	6	未達成	6.4
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.2
		傷害事故	10件未満	7	達成	7
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.2
		傷害事故	11件未満	13	未達成	12.6
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	4件未満	2	達成	6

消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

● CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2023年9月6日、第14回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

【業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議（CO中毒事故連絡会議）】

業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒により、消費者、労働者が被災する事故が発生している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課

総務省 消防庁 予防課

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課／参事官（高等学校担当）付産業教育振興室／健康教育・食育課

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課／労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

／医政局地域医療計画課 医療関連産業サービス室

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課

国土交通省 観光庁 観光産業課

経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課／商務・サービスグループ 消費・流通政策課

／産業保安グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

- 2023年3月10日、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」の協力依頼文書を発出。内容は、塗装事業者等に対し、住宅塗装工事等において、養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がない等の協力を要請するもの。

消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策周知等

- 消費者への注意喚起。

- 【国】 消費者等に対してガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。CO中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、CO警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

1. リーフレット等による広報（リーフレットはHPに掲載）

- ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等

2. ホームページによる広報

- 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、LPガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

3. その他の方法による広報

- 政府広報
- メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- イベントへの出展（こども霞が関見学デー2023/8/2-3）

- 【都道府県】（例）県政ラジオ番組で、LPガスやガス機器の安全な使用について、注意喚起を行った。（栃木県）

国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）

LPガスをご家庭・業務用厨房でお使いの皆さまへ

CO中毒事故を起さないためにあしんの合言葉

ガスを使う時には、まず換気を守りましょう。

CO(一酸化炭素)中毒事故の多くは、ガス機器を使用するときに換気扇を回さずに使用したり、新鮮な空気を取り込まずに使用するなど、「換気(給気と排気)」不足が原因です。もう一度、ガス機器の正しい使い方を確認し、CO中毒による事故を防ぎましょう。

COの発生原因
ものが燃えるには酸素が必要ですが、酸素が不足した状態でガスを使い続けると不完全燃焼を起こし、COが発生します。給気と排気を行うことによって空気を入れ換えて酸素を取り入れる「換気」を必ず行いましょう。

COのコワサ
COは極めて毒性が強く、しかも無色・無臭。その存在にほとんど気づかないうちに中毒症状を起こし、死亡事故につながる場合もあります。

経済産業省

LPガスについてのご質問・ご相談はお気軽に！
電話番号等をご記入ください。

LPガス販売店
緊急時連絡先

業務用厨房でガス機器等をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず！

業務用厨房でガス機器等を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油汚れがほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO(一酸化炭素)中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油汚れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- ・グリズフィルターが目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → CO中毒事故の原因に！
- ・調理時の火が漏火 → 火災の原因に！

このような原因による事故が起きています。

あなたのお店は大丈夫？

レンジフード本体とそのグリズフィルター

換気ダクト

換気扇

厨房設備はつねに清潔！

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。
詳しくは、お近くの消防本部・消防団に問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に任せる火災予防対策ガイドライン

清掃・メンテナンスの実施で安全にガス機器等を使いましょう。CO中毒事故と火災、両方の予防につながります。

消防庁
経済産業省
東京消防庁

正しく設置しましょう COを検知する警報器
— 業務用厨房でのCO中毒を防ぐために —

●業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器とは
業務用厨房での一酸化炭素中毒(CO中毒)を防止するために設置する業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器は、室内のCOを検知します。ガス機器の不完全燃焼を防止するものではありません。

●業務用換気警報器* (有効期限3年又は6年)
→業務用厨房内に設置されたもので、COが発生したときに、CO濃度と経路時間からCOHb(血中COヘモグロビン)値に換算し、CO中毒が想定される場合に警報を発して換気を促します。
→24時間連続して24時間検知の導入と設置が必要です。
*業務用換気警報器とは、「業務用厨房不完全燃焼警報センサー」の略で、「換気警報器」、「不完全燃焼警報センサー」、「業務用換気センサー」、「COセンサー」と呼ばれています。

●CO警報器 (有効期限5年)
→CO濃度、実測値による警報を発します。

●ガス・CO警報器 (有効期限5年)
→ガス漏れとCOを検知し、設定値以上で警報を発する1台2種の警報器です。
※ガス漏れは即時ガス検知とCO検知が警報器と同一ケースに組み込まれています。
LPガス用はLPガス検知部とCO検知部が分離して、警報器に接続されています。

●業務用換気警報器

設置場所

- ガス機器を設置した8m以下第一室内
- ガス機器からの水平距離が50cm以上5m以内の位置(最も近いバーナーから50cm以内)

設置してはいけない場所

- ガス機器の排気口、排気口、油煙が直接の排気口へ流れ込む場所
- ガス機器が使用中に高温状態が10分以下又は50℃以上と継続する場所
- ガス漏れが原因となる場所
- 換気口、換気口、エアコン等の排気口から1.0m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

●CO警報器とガス・CO警報器

設置場所

- ガス漏れ又はCOの濃度を検知しようとしている警報器と同一室内
- 第一室内とは、80cm以上の離れた別のガス機器の設置です
- ガス機器からの水平距離が50cm以上4m以内(LPガス用)又は50cm以上5m以内(都市ガス用)ただし、COを検知するものは、ガス機器の最も近いバーナーからの距離です。

設置してはいけない場所

- ガス機器の排気口、排気口、油煙が直接の排気口へ流れ込む場所
- ガス機器の使用時に高熱状態が10分以下又は50℃以上と継続する場所
- ガス漏れが原因となる場所
- 換気口、換気口、エアコン等の排気口から1.0m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

食品衛生責任者向け周知（メルマガ等）

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会、全国LPガス協会）

○メルマガでは、火の使用時における換気、ガス機器の定期点検の実施、CO警報器の設置等についての注意喚起を実施。

・講習会におけるチラシの配布
総配布枚数：約3万枚（2023年1月末時点）

・メールマガジンによる周知
食品衛生メールマガジン第283号〔2022年12月2日〕
発行：公益社団法人日本食品衛生協会

消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 ガス警報器等

● ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、CO中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 関東監督部：関東液化石油ガス協議会主催の販売事業者等を対象とした研修会等（年4回）において、職員が講演を行い、事例等を紹介して保安意識の向上を図った。

【都道府県】

- 愛知県：ガス機器使用時の注意ポイント及びCO警報器の設置に関する啓発チラシを30,000部作成した。そのうち、29,000部はLPガス協会に配布依頼を行った。1,000部は県より事業者へ配布予定
- 愛媛県：県が事務局を務める研修会で組合等がガス警報器の周知及び促進を行った。
- 宮崎県：2022年度LPガス消費者保安月間の活動として、本県の庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。

販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策

● 他工事事故防止対策

- 2023年3月10日、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。
- 特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求めること、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。
- 更なる他工事事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた。

項目	委託事業報告書の内容
契約終了後の速やかな撤去	バルク供給による場合については、撤去せずに放置した際の災害等の発生リスクを鑑み、出来る限り撤去することが望ましいため、留意することとして、通達の改正案をとりまとめた。
一般消費者等への周知	掘削工事等があるときは、液化石油ガス販売事業者へあらかじめ連絡することとして、通達の改正案をとりまとめた。
埋設管の表示	供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）を地盤面下に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示することとして、液化石油ガス法施行規則の改正案をとりまとめた。

保安基盤 保安管理体制

- 液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、技術総括・保安審議官表彰等を実施

- 2023年10月26日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のLPガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目（保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策）により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月（LPガス消費者保安月間）の、「LPガス消費者保安推進大会」（LPガス安全委員会）において各表彰を実施。

2023年度受賞者数

<液化石油ガス消費者保安功績者表彰>

- ・技術総括・保安審議官優良表彰 15者
- ・技術総括・保安審議官優秀表彰 2者
- ・高圧ガス保安協会会長表彰 18者
- ・LPガス安全委員会会長表彰 12者
- ・LPガス安全委員会会長特別顕彰 1者
- ・LPガス安全委員会会長特別表彰 18者
- ・ガス警報器工業会リメイク運動表彰 20者

2023年度表彰ロゴ



保安基盤 保安管理体制 人材育成①

● 行政機関向け講習（体制構築）

- 液化石油ガス法が改正され（2023年4月1日施行）、都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が、政令指定都市の長に移譲された。
- 毎年開催の行政機関向け「液化石油ガス法研修」に加え、政令指定都市向けの「液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会」を開催。

1. 液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会（2021～2022年度実施）

- 2021年度（2022年2～3月）に引き続き、2022年度（2022年11月～2023年2月）、政令指定都市職員を対象とした講習を開催。2022年度は、実地講習も実施。
- 内容は、液化石油ガス法の基礎／液化石油ガス法の手続き／立入検査事例等／LPガス災害対策マニュアル／事故対応・報告／充てん設備に係る実地講習

2. 液化石油ガス法研修（毎年実施。監督部、都道府県、政令指定都市等が対象。）

- 2023年1月17日～18日オンライン開催。
- 2024年1月15日～18日開催予定（開催方法は調整中）

＜講習の概要＞	内容	講師	参加者
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会 (2021-2022年度開催)	権限移譲に向けた準備、LP法の基礎、法手続きの基礎、立入検査、事故～実務の基礎	行政実務経験者	政令指定都市
液化石油ガス法研修 (毎年開催)	最近のLP行政動向、最近の事故動向、法手続き、販売・保安業務の実態、供給・消費設備等～知識・力量の向上	経産省、団体、民間企業（販売事業者、メーカー）	監督部、都道府県、政令指定都市、その他自治体

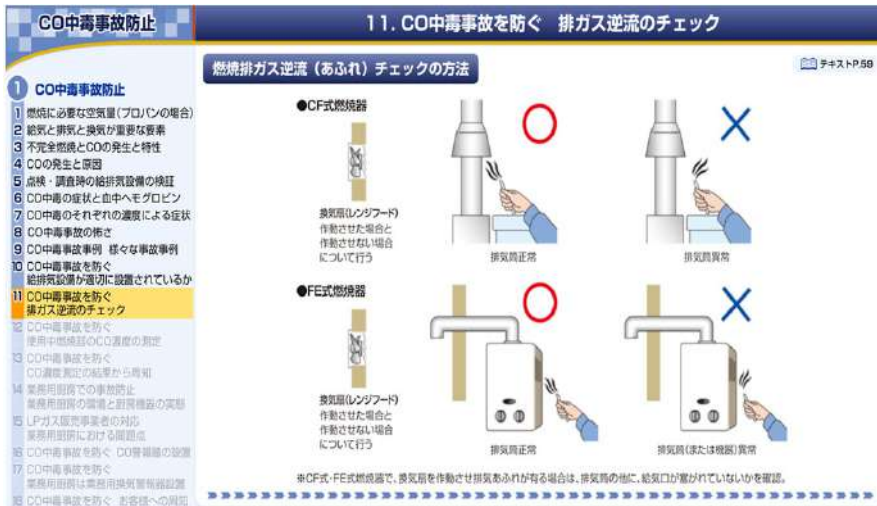
保安基盤 保安管理体制 人材育成②

● 販売事業者向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2022年11～12月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導を実施。
- 2023年3月、保安業務ガイドについて、質量販売、バルク告示改正、権限移譲等の制度改正等の情報を加えて改訂、経産省webに掲載済。

eラーニング（4テーマ）

「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」
「CO中毒事故防止」、「LPガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2022年度改訂版を掲載済

ご清聴ありがとうございました。